

様式第7号（第21条関係）

番 号
令和 7年6月24日

佐賀県県民協働課長 様

住 所 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1153-10
団 体 名 特定非営利活動法人通院送迎サービスふれあい
代表者職・氏名 理事長 中 島 安 雄
電 話 番 号 0 9 5 2 - 2 9 - 2 7 0 5

佐賀県ふるさと寄附金「NPO等を指定した支援」による
寄附金活用実績報告書

令和6年度において、当団体に交付された佐賀県ふるさと寄附金「NPO等を指定した支援」を活用して別紙のとおり事業を実施したので、佐賀県ふるさと寄附金（「県民協働の地域づくり」及び「NPO等を指定した支援」）による寄附金交付要綱第21条第1項の規定により提出します。

令和年6度 佐賀県ふるさと寄附金「NPO等を指定した支援」による寄附金活用実績報告書

- 1 団 体 名 : 特定非営利活動法人通院送迎サービスふれあい
- 2 事業実施期間 : 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
- 3 事業の背景 (※事業計画書から転記)

■事業の実施により実現したい佐賀県の地域像

人工透析患者は、週3回、1回あたり4時間から6時間の透析治療を行なうことで生命を維持しておりますが、現在、透析導入の平均年齢が70歳と言われるように、患者が高齢化し、また、長期透析による合併症が原因で、1人で通院できない患者が急増している状況にあります。このような中私どもでは、一般市民のボランティアの方の空いた時間と自家用車と運転技術を提供して頂き、通院困難な患者さんの送迎を行なっています。

しかしながら、新規の送迎ボランティアの方の確保や、事業継続のための運営資金の確保など、この事業を円滑に進めていくための課題は山積しています。今後も人工透析患者の方に通院送迎サービスに関する事業を行い、人工透析患者の方の通院困難者が少しでも解消できることを目的にし活動していきます。

4 事業の成果

①県民の便益にどのようなつながったのか

福祉有償運送事業による透析患者の通院送迎事業は、延べ23名の利用者数、佐賀地域696回、唐津地域205回、杵藤地域344回、伊万里地域1,056回で年間合計2,301回の利用回数でした。利用透析患者の通院への不安を少しでも解消することができたと思います。

②佐賀から広がった社会像（該当する活動のみ）

- 5 寄附金活用事業実績 : (別記1)
- 6 次年度繰越額活用見込み : (別記2)
- 7 寄附金活用額 : (別記3)

(別記3) 寄附金活用額

【収入】佐賀県ふるさと寄附金収入額 … ① (=A+B)		426,397
(内訳)	本年度の佐賀県ふるさと寄附金収入額 … A	426,397
	本年度交付を受けた佐賀県ふるさと寄附金分	416,500
	前年度控除額(県事務経費)還付分	9,897
	前年度収入済の佐賀県ふるさと寄附金繰越額 … B	0

【支出】佐賀県ふるさと寄附金活用額… ② (=a+b)		426,397
(内訳)	事業に活用した寄附金額 … a	400,508
	ふるさと納税の募集に要した費用の額 … b	25,889
	返礼品等の調達に係る費用	12,000
	返礼品等の送付に係る費用	4,180
	広報に係る費用	0
	事務に係る費用	9,709

佐賀県ふるさと寄附金の次年度繰越額 … ③ (=①-②)	0
-------------------------------------	----------

■直近の収支報告書掲載箇所(ホームページURL等)

<https://fureaisaga.web.fc2.com/houkoku.html>